資料３

環境影響評価準備書に関する手続の流れとスケジュール（案）

関係市

（大阪市・堺市）

大阪府

事業者

住民等

経済産業大臣

送付

R7.7.17

送付

R7.7.17

送付

R7.7.17

準備書の作成

準備書の告示・縦覧

準備書の公告・縦覧

270日

以内

意見照会

R7.7.17

縦覧期間

R7.7.18からR7.8.18

R7.8.5

R7.8.7

説明会

意見照会

R7.8.19

提出

R7.9.1まで

環境影響

評価審査会

意見書

届出

送付

意見概要及び見解

公聴会

公述

送付

公述意見書

依頼

提出

公述意見の見解

回答

R7.11.14まで

関係市長

意見

120日

以内

回答

送付

申述

知事意見

勧告あるいは

勧告をする必要がない場合の通知

**○審査会のスケジュール（案）**

令和７年８月19日　　大阪府環境影響評価審査会（意見照会）

　　　　10月頃　　　専門調査部会

12月　　　　大阪府環境影響評価審査会（答申）